

令和6年度 やまなし食育推進講座事業委託仕様書

山梨県が実施する令和6年度やまなし食育推進講座事業の委託事業者の選定に関し、契約の相手方に求める業務の仕様は次の通りとする。

1 事業の概要

食生活の改善や適切な食の選択に役立つ情報提供を行うなどの食育推進に積極的に取り組む県内の企業と連携し、小中学生を対象とした食育講座を実施する。朝食を摂ることの重要性や、ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶等多様な副食（主菜・副菜）などを組み合わせた「日本型食生活」といったバランスのよい食生活を学べる講座とし、参加者が健康的な食生活を送ることに繋げる。

また、「やまなしの食」など本県の伝統的な食文化についても理解を深める。

2 委託事業実施期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

3 委託事業の内容

(1) 食育推進講座の開催

①内 容

- ・朝食を摂ることの大切さやバランスよく食べることの重要性を学べる内容とし、「日本型食生活」についても触れる内容とする。
- ・講義内容は、参加者が関心を持ち、実践できる内容とすること。

②対 象 県内在住の小中学生、子ども食堂の利用者等

③参加人数 合計200名程度（実施回数の上限は問わない）

④実施場所 県内小中学校、子ども食堂などの共食の場等

⑤アンケート 参加者に県が提供するアンケートを実施すること 必要最低回収数100人分

(2) 実施方法等

- ・契約締結日から令和7年1月末までに食育推進講座を開催すること。
- ・提出した事業実施計画書及び本仕様書に従い実施するものとし、講師の手配、連絡調整、会場の確保、教室の企画運営、参加者の申込受付、その他実施に必要な調整を行うこと。
- ・参加者から参加費の徴収は行わないこと。
- ・ホームページや SNS 等を活用するなど効果的な手法を用いて、広く県民に周知し参加者を募集することとし、多くの県民へ情報発信すること。

- ・事業完了報告書（様式第7号）と実施状況を記録した写真データ等を令和7年2月28日までに提出すること。

4 業務実施にあたっての留意事項

(1) 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことがないよう万全の注意を払うものとする。

(2) 委託料対象経費

講師謝金・旅費、賃金（運営補助）、会場借料、機器借料、食材費（試食等、食育講座で直接使用する食材に限る）、資料印刷費、啓発資材作成・レンタル費、普及宣伝費、役員費、保険料、通信運搬費、消耗品費等

(3) 本事業の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

(4) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報も含む）等については山梨県に帰属する。

(5) 本事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は県との協議の上決定する。

(6) 本事業に係る会計は、他の事業と明確に区分できるものとし、その支払証憑および委託料の内訳を示す会計帳簿を整備して、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。